

国民健康保険（国保）の税率が変わります

令和6年4月から国民健康保険（以下「国保」といいます。）の安定的な運営を図るため国保の税率（以下「保険税率」といいます。）を次のように改正しました。

なお、保険税率の激変による生活への影響を考慮し、3のとおり町独自の激変緩和措置を講じています。

1 保険税率改正の理由

(1) 国保の赤字拡大

令和5年度の保険税率では、当町の国保財政は被保険者数の減少及び県への納付金の増加等の要因により赤字拡大傾向（令和9年度決算で約1億円の赤字見込み。）でした。そのため、保険税率を改正し収支を安定させる必要がありました。

(2) 県が示す保険税率との差

令和5年度以前の当町の保険税率は、埼玉県が（以下「県」といいます。）示す保険税率（標準保険税率）より低い保険税率を設定していました。平成30年4月から国保事業は、都道府県単位で財政運営されることとなり、県内の市町村は県に納付金を納めることとなりました。県は、市町村が納付金を納めるために必要な保険税率である標準保険税率を、毎年度、市町村に示します。

(1) のとおり当町の令和5年度以前の保険税率では、赤字が拡大するため、県が示す標準保険税率に近づける必要がありました。

2 当町の保険税率（年税率）

賦課項目		令和5年度 小鹿野町保険税率	令和6年度 小鹿野町保険税率	県が示す令和6年度 小鹿野町標準保険税率
医療分	所得割	5.4%	6.2%	6.81%
	資産割	3.8%		
	均等割	11,000円	32,000円	40,390円
	平等割	13,100円		
支援分	所得割	1.4%	2.73%	2.85%
	均等割	5,500円	16,100円	16,451円
介護分	所得割	1.0%	2.36%	2.37%
	均等割	7,200円	17,300円	16,781円

※当町では令和6年度から、資産割及び平等割は課税しません。

3 町独自の激変緩和措置

(1) 19歳未満の被保険者に係る均等割（最大48,100円/1人）を全額減免

※令和9年3月31日まで

(2) 国保特別会計への繰入金の繰入期間を2年間延長することで、合計約2,800万円の被保険者負担減

(3) 基金（貯金）及び(2)により、県が示す標準保険税率より低い税率を設定

※裏面に世帯構成や年収ごとの税額計算のモデルケースを掲載しています。

4 税額計算のモデルケース

No	モデル世帯	軽減区分	今までの 税額/年	これからの 税額/年	増減	19歳未満 減免額
1	70歳単身 固定資産税有 (50,600円) 年金収入 80万円	7割軽減	28,000	14,400	-13,600	
2	70歳単身 固定資産税無 年金収入 80万円	7割軽減	8,800	14,400	5,600	
3	66歳夫婦 固定資産税無 夫 年金収入210万円 妻 年金収入100万円	5割軽減	61,700	98,900	37,200	
4	70歳夫婦 固定資産税無 夫 年金収入250万円 妻 年金収入100万円	2割軽減	102,700	163,500	60,800	
5	35歳夫婦 固定資産税無 子供2人(6歳、7歳) 夫年収 480万円 妻年収 90万円	軽減なし	280,900	361,300	80,400	96,200
6	55歳夫婦 固定資産税無 夫年収 600万円 妻年収 300万円	軽減なし	490,900	753,800	262,900	

※No1については、令和6年度から固定資産に対する資産割が課税されなくなるため、税額が減少します。

5 所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減について

世帯の前年の所得金額が、下表の基準以下の場合、「均等割」が軽減されます。(世帯主の所得は、国保に加入・未加入に関わらず軽減判定の対象になります。)

世帯の前年の所得合計	均等割の軽減区分
世帯の所得が43万円以下	7割軽減
世帯の所得が43万円+(29.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者の数-1))以下の世帯	5割軽減
世帯の所得が43万円+(54.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者の数-1))以下の世帯	2割軽減

被保険者の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 小鹿野町税務課 0494-75-4124